



女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

鈴木ヘルスケアサービス株式会社（彦根市・介護サービス業）

を認定しました（認定段階2での認定となります）。

認定企業の取組紹介

○採用に関する取組

- ・離職理由のアンケート調査の結果、勤務環境への不満があった。子連れ出勤を可能とし、時間単位の休暇制度を整備し、子育て世代が働き続けやすい環境に取り組みアピールしている。

○女性管理職登用に向けた取組

- ・社外研修受講者から社内伝達研修の実施をすることでお互いに知識習得を高めている。
- ・資格取得のための講座開催や参考書の費用を全額会社負担とし、勉強しやすい環境にしている。

○長時間労働是正のための取組

- ・管理職から定時帰社の意識付けを徹底し、全社員が定時で帰る雰囲気づくりをしている。

○多様なキャリアコースに関する取組

- ・過去の在籍者からの個々の家庭事情の相談にのり、正社員としての再雇用を促進している。
- ・子育て世代が働き続けやすい環境に取り組み、中途採用者を正職員として積極的に採用している。

令和2年3月3日（火）

鈴木ヘルスケアサービス(株)本社において認定
通知書交付式を行いました！

右：鈴木ヘルスケアサービス（株）

鈴木代表取締役

左：雇用環境・均等室 平井室長



【えるぼし認定制度とは】

女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース）を満たす項目数に応じて3段階（※）あり、認定を受けた企業は右のような認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。



【女性活躍推進法、えるぼし認定についてのお問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190